所長・弁理士
藤田考晴 さん

東京工業大学工学部卒。同大学大学院理工学研究科修了。株式会社デンソーの基礎研究所で研究に従事後、大手特許事務所に入所。1998年、弁理士資格取得。約8年の実務経験を経て、2003年『オリーブ国際特許事務所』設立。

知的財産権侵害対策で示す専門性 侵害予防調査など重層的な対応進言

毎年約百件の民事事件 特許無効審判の請求も

テレビドラマ「それつてバクリじゃないですか?」は、特許や実用新案、商標、意匠などの知的財産権を真正面から取り上げた初のケースだ。ストーリーのキーワードは知的財産権侵害。その現状や対策の基本について、知的財産の専門家である弁理士の国家資格を持つ『オリーブ国際特許事務所』所長の藤田考晴さんにお聞きした。

—知的財産権侵害は頻繁に起きているのでしょうか。

「知的財産権侵害とは、法令で保護されている知的財産にかかわる権利を権利者に無断で業として実施することですが、特許権や商標権を中心に侵害案件が増え、損害賠償求など知的財産権をめぐる民事事件は毎年100件前後起きています。特許庁は、今後より広範な産業分野で情報技術が活用され、多くの技術分野で製品中の特許の数は飛躍的に増大し、権利関係が錯綜しやすくなることから、訴訟として顕在化しないものを含む知財紛争処理のためのコストの増大が見込まれると指摘していて、権利侵害には一層注意が必要になるでしょう」

—どのような対策が必要なのでしょうか。

「技術や製品の開発の段階から他者の保有する権利を侵害するかどうかを確認する侵害予防調査がまず重要です。特許の場合、発明の内容を表すインデックスである特許分類などをキーとして自社技術と同じ分野の特許の有無を調べ、抽出された特許権と自社技術とを対比させ、侵害のおそれがあるか否かを検討するのです。特許庁は出願した技術が他社の権利を侵害しているかについては判断しないので、自社でこの作業をしなければなりませんが、専門知識が必要であり、弁理士などの専門家に依頼することをお勧めします」

—競合するとみられる特許があった場合の対策は。

「自社事業の障害となる他社特許が発見されたり、権利侵害の警告状が他社から来たりした場合、まずは本当に侵害となるのかを判断します。そして、侵害の可能性が高い場合には、設計変更などで侵害回避が可能か検討し、回避が困難な場合は他社の特許権を無効化できないかを検討することになります。その判断のための資料や実際の無効化の手続きで必要になる資料の調査を無効資料調査といいます。これに基づいて、他社の特許が無効である理由を主張して証拠を提出し、特許庁で審理してもらうのが特許無効審判の請求です。請求が認められた場合はその特許権は遡って消滅しますが、高度な技術と戦略性が必要となります。特許庁の統計によりますと、2021年に請求された特許無効審判は106件で、うち請求が成立したのは17件でした」

（ライター／斎藤紘）

オリーブ国際特許事務所
オリーブこくさいとっきょじむしょ
045-640-3253
olive@olive-pat.com
住 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー37F
http://www.olive-pat.com/